ことになった。

8．流水の占用、工作物の設置等については、地元の意見を十分尊重して河川が適正に、かつ合理的に使用されるように規定を整備し、水利使用の許可に際しては、既得の水利権を保護するとともに、新規利水事業が円滑に施行されるように水利使用関係の調整を図る規定を設けたこと。

9．河川管理者の許可をうけて設置する一定規模以上のダムについては、防災上の見地から、その設置及び操作について必要な規定を設けたこと。

10．建設大臣の諮問に応じ、一級河川の指定、水利調整その他河川に関する重要事項を調査審議するため、建設省に河川審議会を設置するとともに、都道府県知事の諮問に応じ二級河川に関する重要事項を調査審議するため、都道府県に条例で都道府県河川審議会を設置することができることとした。

11．河川の現況、水利の状況を把握して、河川管理の適正を期するため、河川の現況台帳及び水利台帳を整理することとし、慣行水利権等は必要な事項を河川管理者に届けなければならないものとした。

12．以上のほか、河川に関する調査、工事等のための土地への立入りの手続、河川予定地における規制等に伴う損失の補償等について必要な規定を整備した。

以上が新河川法の要点です。このうちで生活に関係の深いのが二つあります。そのうちの一つは河川が一級と二級に区別され、管理責任者が明確にされたことで、現在県内で一級の指定をうけたのは、小国町の杖立川、岐川、北里川、汐井川、樅木川、小国川、蓬萊川、南小国村の中原川、志賀瀬川の全部で九河川です。

生活に関係の深いもう一つの点は、河川区域内の私有地が、河川法の適用をうけるため私有地でも自由に作業をしたり、処分したりすることができなくなったことです。

許可を必要とする事柄を表にしてみますとつぎのとおりです。

事柄	内容	注意事項
出願工事	河川管理者以外の者が必要にもとづき行なう河川工事	
流水の占用	排他独占的に継続して河川の流水を使用するいわゆる水利権の設定	
土地の占用	河川区域内の土地の占用	私有地については許可不要
土石等の採取	河川区域内における土石、砂利等およびあし、かや、芝草等の採取	私有地における採取についても地形を変更するものについては許可を要します
工作物の新築等	河川区域内における工作物の新築、改築	私有地についても許可必要
土地の堀さく等	河川区域内の土地の堀さく盛土による土地の形状の変更ならびに竹木の栽植伐採	私有地についても許可必要—

これらの許可の手続をするところは、一級河川関係は、建設省工事々務所の最寄りの出張所で、二級河川及び、建設大臣が指定して、知事が管理するようになっている河川は従来どおり県土木事務所となっています。

以上、新しくきめられた河川法をみなさんにおしらせしたわけですが、このほかに、この法律に違反した場合は、河川法の罰則のほか、刑法の罰則の通用があることもきめられてあります。

なにも罰則があるからどうというわけではありませんが、農業や漁業鉱業などを初めとして、わたし達の日常生活に密接なつながりをもっている河川を護り育ててゆくためにも、住民とたえず接触をしているものとして、知っておかねばならないことではないかと思います。

六月二十日の災害!!

災害救助法の適用地域及び被害状況

宇土市・死傷者二人、家屋の半かい一戸、床上浸水四六八戸、床下一四八六戸

域南町・家屋の半かい二戸、床上二九五戸床下五〇三戸

松橋町・家屋の全半かい六戸、床上二〇二戸、床下五一六戸

富合村・床上一七六戸、床下八一〇戸

県警察本部 — 広報課

◎雨の日の交通事故防止

雨の日は、晴れた日に比べて交通事故が多く、とくに雨の降りはじめと雨あがり直後にいちばん事故が起こりやすいものです。

1　見とおしが悪くなる。

歩行者は、とかく足元に注意するあまり車の流れに対する注意がおろそかになり、車が近づいても気がつきにくくなります。

一方、車の運転者も、窓ガラスについた雨やガラスの曇りで、ふだんに比べると視界がかなりせばめられ、それだけ危険を発見することが遅れがちです。

こうして、お互いに安全を確かめることが難しくなっているのに、先を急ぐため、無雑作な交通が行なわれるので事故がふえてきます。

そこで

(1)　歩行者は、傘をあまり前かがみにささないようにするとともに、左右の安全に十分気を配る必要があります。このため、歩車道の区別のない比較的狭い道路上では、歩行者にとって一番安全な右側通行を励行するようつとめるとともに、できるだけ横断歩道を利用した正しい横断をすることを忘れてはなりません。

(2)　車の運転者は、ふだんより速度を落した安全運転を心がけるとともに、前方への注視を怠らないようにして下さい。また、横断歩道や交差点近くで道路を横断しようとする者がいる場合は、必ず一時停止して歩行者の保護をはかるほか、こどもの車道への不意のとび出しに備えて下さい。

2　車がふだんに比べて止まりにくい。

舗装された道路上で毎時四十キロの速度で走っている車が、ブレーキをふんでからとまるまでの距離は、普通二十二メートル程度ですが、ぬれた道路上では優に三十メートルを越すことを頭に入れておかなければなりません。また、カーブの地点では、車が横すべりする危険もあるので、とくに控え目な速度で運転することを忘れないこと。

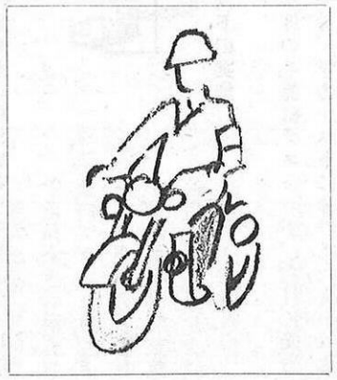

3　道路の端や路肩が崩れやすい。

大雨や長雨のあとは、地盤がゆるみ、路肩が弱くなって崩れやすくなります。このため、無理な追越しや離合などで不用意に路肩に近づくことは、非常に危険であり、転落事故の原因となるおそれがあります。とりわけ、バスやトラックなど重量のある車は、十二分に注意する必要があります。

4　水たまりやぬかるみに注意する。

車が水たまりやぬかるみを通るときは、泥水などをとばして通行人に迷惑をかけることのないよう、泥よけ器をつけるか徐行をしなければなりません。泥水をとばすと、歩行者がこれをさけようとして思わぬ行動に出て、それが事故の原因となることも予想されます。雨の日の運転者の心得の一つとしてぜひ気をつけたいものです。

◎重くなった事故の罪

最近における自動車台数の激増に伴い、交通事故の件数もまた急増し、警察庁の調査によると、昭和三十九年中の交通事故による死者は一万三千三百余人、負傷者は三十九万余人に達し、死者数においてはついに史上最高を記録するに至り、このような交通事故による死傷者数の増加は今や深刻な社会問題となっています。

ところで、人身事故を起こした自動車運転者の大部分は、刑法の「業務上過失致死傷罪」ないしは「重過失致死傷罪」に問われますが、交通事故の激増とともに、全国検察庁における「業務上過失致死傷事件」及び「重過失致死傷事件」を受理した人員は、ここ数年の間に急激に増加し、それも、数ばかりでなく、質的にも、極めて社会的非難に価する悪質で重大な事犯が続出し、裁判でも、刑の最高限又はこれに近い刑が云い渡される例が、次第にふえてきています。